

人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の所在地

人吉市

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日
(10年間)

(4) 指定面積

11ha

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当該鳥獣保護区は、人吉市の南西部に位置し、市街地から4km程度離れている。標高300m程度の穏やかな傾斜で、湿地・沢も多く自然の変化に富んだ鳥獣の保護繁殖に適した地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、人吉・紅取特別保護地区の区域は、希少な湿潤性の植物が多く残っており、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護と鳥獣の生息地の保護を図るものである。

2 指定までの経緯

・令和5年(2023年)7月21日

知事は、熊本県公告第452号により、当該特別保護地区の指定について公告。

・令和5年(2023年)8月9日

知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する第4条第4項の規定に基づき、環境審議会会長へ諮問。

・令和5年(2023年)8月15日

環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。

・令和5年(2023年)9月6日～9月27日

環境審議会鳥獣部会において審議。その結果、諮問のとおり決議。

・令和5年(2023年)10月10日

環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。

・令和5年(2023年)10月27日

環境審議会会長から、知事に諮問内容について「原案どおり適当と認める」との答申。

・令和5年(2023年)10月31日

熊本県告示第798号で告示。

人吉・紅取鳥獣保護区 人吉・紅取特別保護地区 区域図

凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

1:50,000

